

# 青少年だより かけ橋

平成30年度 第2号 <5月発行>

音更町教育委員会

みんなで築こう  
“安全・安心な街”

青少年係では、子どもたちが安全・安心な環境の中で、心身ともに健やかに成長することを願い、家庭・学校・地域・関係機関のご理解とご協力をいただきながら以下の活動を行っています。後始末

## 1 巡視活動

(1) 青少年指導員による巡視活動

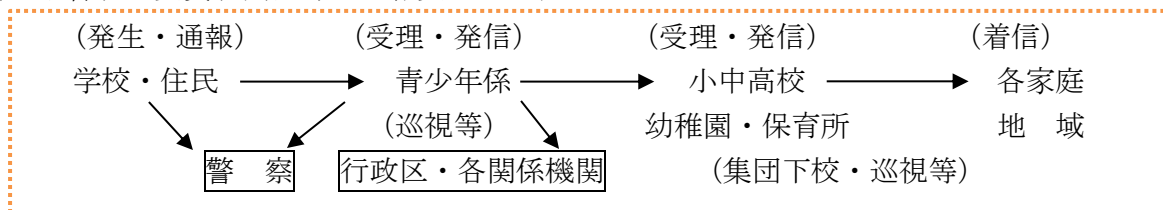
- ・一般巡視 児童の下校時刻に合わせて実施する。通学路や市街地の公園、公共施設、大規模店の巡視及び交通安全指導を平日の午後に実施する。
- ・啓発巡視 車載スピーカーによる啓発を平日の午前中に実施する。
- ・特別巡視 夜間巡視 → 4月、5月、歳末及び必要に応じて実施する。  
休日巡視 → 毎月1回、土曜日、又は、日曜日に実施する。

(2) 地区指導員による巡視

- ・合同巡視 地区指導員と青少年指導員が合同で行う町内の主要施設等の巡視
- ・地区巡視 中学校区内を基本として行う巡視（地区のイベント等も含む）

## 2 通報相談活動

(1) 不審者・変質者出没等の通報受理と連絡



(2) 青少年の悩み相談

交友関係や自分自身のこと等、青少年の悩み相談を電話・窓口で受ける。

## 3 広報活動

子どもたちが犯罪や事故に巻き込まれること無く、明るく・元気に成長することを願い、広報紙「かけ橋」や、車載スピーカーによる啓発活動を行う。広報誌は、偶数月に町内会を通して全戸に、奇数月には町内の小学校、中学校、高校を通して配布し、青少年を取り巻く現状や課題等に関する情報を発信する。

## 4 学校訪問

年間2回(5月、12月)実施。町内全ての小学校、中学校、高校を訪問し、児童・生徒を取り巻く現状や今日的な課題に関する情報交換を行う。

5 その他 有害環境の浄化活動や関係機関との連携を図る。

不審者情報・青少年の悩みごとは 青少年係へ

電話・FAX 0155-42-5855 (生涯学習センター)

## ＝子どもの貧困対策は「地域づくり」と「人の繋がり」＝

### ■子どもの貧困は、周りの人には見えにくいもの

最近、新聞などで「子どもの7人に1人が貧困」と報じられているが、この数字に対して感想を尋ねると、多くの方は「本当なの?」「実感がない」と答える。

それは、7人に1人と言っている貧困というのは、明日餓死してしまうような貧困とは違うからだ。子どもの貧困問題は、周囲の人には見えにくく、分かりづらいもので、この問題を考えるにあたっての1つのポイント。

### ■貧困とは、貧乏プラス孤立

子どもも大人も同じだが、貧困はお金がないだけの問題ではなく、周囲との繋がりが無い、自信が無い、この3つが絡んでしまう状態であり、お金がないと一番先に悪い影響が出てくるのが「繋がり」だと言われている。

例えば、金銭的に厳しい高齢者が香典を工面できず、お葬式に行けなくなり、徐々に親戚・地域付き合いが疎遠となってしまうケースや、修学旅行に行けない子どもが、クラスの友だちの輪から外れていくケースもある。貧困とは、お金がなく、且つ周囲との関係・繋がりが無い孤立した状態。皆さんが行っている様々な地域の人達との繋がりや、子どもたち同士の繋がりを作っていく地域活動が、直接又は間接的な貧困対策になっている。

### ■貧困対策は、地域づくり

まず、地域での様々な活動に参加することが大切である。例えば、全国的に「子ども食堂」があるが、このうち8割は、貧困家庭の子だけでなく地域に住む子どもや大人が集る場所となっており、いわば地域づくりの拠点となっている。地域の子どもの大人もいろいろな人が集る、いわば「ごちゃ混ぜの空間」で子どもが多様な価値観に触れ、人生の選択肢を増やしていくことが大切だと考えており、このような場所が増えれば良いと思っている。

### ■健全育成には、体験・時間・トラブル対応が重要

子どもの育成には4つのことが必要である。1つ目は、「お金・食事・最低限の学力等」。2つ目は、「体験」。いろいろな人と接し、様々な体験をすることで、人生の価値観を広げ、選択肢を増やすことができる。3つ目は、「時間」。自分に向き合い、係わってくれる時間を作ってくれる人の存在が必要。4つ目は、「トラブル対応」。子どもに熱が出た場合、病院へ行ったり、救急車を呼ぶなど家庭の人が普段している対応が、貧困家庭の場合、できない家庭もある。そういう時に、どう対応すれば良いかという問題。

### ■気づく力、適切な支援に繋ぐ力

大事なことは、貧困家庭の子ども一人ひとりに対応することだけでなく、地域のいろんな子どもがいろんな体験を積めるような地域づくりをしていくこと。その中で、何かに気づくことがあったら、適切な対応をとること。例えば、身体に痣がある等、気がつく力が大切。

そして、1人で解決することは大変なので、行政や専門家など適切な支援に繋げる力が必要。

地域の子どものいろんな体験を提供しながら、何かあった時には、対応しようという心構えを持つことが、子どもの貧困問題を少しずつ進めていく対策となる。

(「北海道青少年育成大会」基調講演 法政大学教授 湯浅 誠 氏)

## 子どもたちを守るために

平成29年6月に「青少年インターネット環境整備法」が改正され、携帯電話会社と契約代理店に対し新たな義務が課せられたことを踏まえ、フィルタリングの利用促進のための措置を講ずるために、平成30年3月に「北海道青少年健全育成条例」の一部が改正されました。

### 【保護者の役割・義務】

- ① 使用者が18歳未満である旨を申し出る。
- ② フィルタリングの説明を受ける。
- ③ フィルタリングを使えるように設定してもらう。
- ④ フィルタリングの設定を希望しない場合は、その理由等を記載した書面を提出する。

